

仕様書（広報高松）

1 納期、予定数量、ページ数、原稿引き渡し（データ入稿日）等

※下表のスケジュールの年月は、令和8年3月から令和9年4月までの間。

発行回	発行日 (号)	データ 入稿日	納期 (納入日)	ページ数 (予定)	たかまつ 市議会レ ポートの 折り込み (発行回)	発行部数 (予定数量)
1	5月1日	3月27日(金)	4月20日(月)	28ページ	有(1)	200,000部
2	6月1日	4月30日(木)	5月21日(木)	28ページ		200,000部
3	7月1日	6月3日(水)	6月19日(金)	28ページ	有(2)	200,000部
4	8月1日	7月2日(木)	7月21日(火)	28ページ	有(3)	200,000部
5	9月1日	8月4日(火)	8月21日(金)	28ページ		200,000部
6	10月1日	9月2日(水)	9月18日(金)	28ページ		200,000部
7	11月1日	10月2日(金)	10月21日(水)	28ページ	有(4)	200,000部
8	12月1日	11月4日(水)	11月20日(金)	32ページ		200,000部
9	1月1日	12月2日(水)	12月18日(金)	28ページ		200,000部
10	2月1日	1月4日(月)	1月21日(木)	28ページ	有(5)	200,000部
11	3月1日	2月1日(月)	2月18日(木)	28ページ		200,000部
12	4月1日	3月3日(水)	3月19日(金)	28ページ		200,000部
合 計 (年度間合計)						2,400,000部

- (1) 上表の5月1日、7月1日、8月1日、11月1日、2月1日発行号は、「たかまつ市議会レポート」を加えたものとするが、議会の開催日程により発行号を変更する場合がある。
- (2) 年1回、ページ数が32ページの発行号がある。なお、上表では、12月1日発行号を32ページとしているが、掲載内容により発行号を変更する場合がある。
- (3) 発行部数（予定数量）については、変更する場合がある。
- (4) 発行部数及び各納入部数については、印刷開始日の5日前までに通知する。

2 納入場所

下表の場所に、上記のとおり指定された期日までに納入すること。

納入場所	納入部数
① 配布業者が指定する高松市内6箇所程度	未定
② 高松市番町一丁目8番15号 高松市役所本庁舎5階 広聴広報・シティプロモーション課	未定

※ 納入場所及び納入部数内訳については令和8年3月中旬決定予定

3 デジタル原稿仕様

マッキントッシュ DTPデータ

使用ソフト及び書体については、下表のとおり。

No.	項目名	仕様・規格等
(1)	機器本体	iMac 8コアCPU、8コアGPU、16コア
(2)	使用オペレーションソフト	MacOS
(3)	使用アプリケーション	ページ原稿データ ・ Adobe InDesign CC 素材データ（写真、グラフなど） ・ Adobe Illustrator CC ・ Adobe Photoshop CC
(4)	使用フォント	MORISAWA PASSPORT DynaSmart T
(5)	その他	使用フォント等の都合により、原稿として使用不可能な場合は、当該フォントのみアウトラインをとつて、InDesignデータを入稿する。

4 その他（注意事項等）

- (1) 校正物の提出においては、広聴広報・シティプロモーション課にて、同課担当者の確認を受けること。
- (2) 印刷物の納入とは別に高松市ホームページ掲載用データを、PDF形式で外部メディア（2部）に記録し、各発行回の納期までに広聴広報・シティプロモーション課に引き渡すこと。
※ ファイルサイズについては、できる限り10MB以内にすること。ただし、画質が粗くなるなどやむを得ない場合はこの限りではない。
- (3) 当印刷物は、本市にとって最も重要な印刷物の一つであり、過密日程での履行かつ緊急時の対応を要することから、製版、印刷及び製本を自社で一貫して処理すること。
- (4) 印刷の仕上がりにムラがないようにすること。
- (5) 納期限の厳守を考慮し、発注者及び受注者双方の作業については、その進行状況等について連絡を密に行うこと。
- (6) 品質確認を実施後、納入すること。また、納入した印刷物が、市において検収後、不合格となった場合は、速やかに、改善した品を納入すること。
- (7) 発注数量の増減は、3,000部以内を想定した入札金額とすること。なお、契約単価の変更については、広報高松の年間の各発行回における当該発注月の発注予定数量が、直近の前回発注月の発注数量と比較して、3,000部を超える増減があった場合には、発注者及び受注者が双方協議の上、変更契約を締結することができるものとする。
- (8) 配布余剰分については、発行日の翌月以降に発注者と調整し、受注者が引き取りの上、廃棄を行うこと。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者及び受注者が双方の協議に基づいて実施すること。